

議案第129号

静岡市浜石野外センター条例の一部改正について

静岡市浜石野外センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市浜石野外センター条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市浜石野外センター条例（平成20年静岡市条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

種類	単位	使用料（1回につき）		
		中学生以下の者 及びその指導者	青少年及びその 指導者	一般
テントサイト	1サイト	510円	820円	1,020円
オートキャン プサイト	1サイト	1,070円	1,710円	2,140円
6人用テント	1張	250円	410円	510円
ログハウス	1棟	2,570円	4,110円	5,140円

第2条 静岡市浜石野外センター条例の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

種類	単位	使用料（1回につき）		
		中学生以下の者 及びその指導者	青少年及びその 指導者	一般
テントサイト	1サイト	520円	830円	1,040円
オートキャン	1サイト	1,090円	1,740円	2,180円

プサイト				
6人用テント	1張	260円	410円	520円
ログハウス	1棟	2,610円	4,180円	5,230円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の静岡市浜石野外センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、利用期間（宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。）が第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市浜石野外センターの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。